

昭和六〇年（ワ）第三〇八一号

准 備 書

面（五）^四

原告 ローレンス・レペタ
被告 国

昭和六一年六月一九日

右原告訴訟代理人

弁護士 秋 山 幹 男

同 鈴 木 五 十 三

同 喜 田 村 洋 一

同 三 宅 弘

同 山 岸 和 彦

東京地方裁判所民事第五部 御中

第一、原告の経歴、著作等

一、原告の経歴

原告は、一九七四年にニューヨーク州立大学バッファロー校を卒業（経済学専攻）し、一九七五年から七六年にかけて関西大学で法学部の授業を聴講した。

その後、米国に戻り、一九七九年にワシントン州のワシントン大学ロースクールを卒業し、法学博士号を取得するとともに、同州の弁護士資格を取得した。なお、同大学在学中は、同大学発行の「法律評論」誌（Law Review）の編集メンバーとして活躍した。

一九八〇年から八三年にかけては、東京の法律事務所においてクラークとして勤務した。

一九八三年から八四年の間は、財団法人国際交流基金の奨学金を受けながら「日本における証券取引の法的規制」の研究に従事した。本件の対象となった加藤島被告に対する所得税法違反被告事件は、重要な研究材料として、原告はその公判をほぼ毎回傍聴したものである。なお、この研究の成果として、原告は、後記の各論文（⑧ないし⑩）を執筆している。

一九八五年以降は、米国ワシントン州シアトル市所在のジョーンズ・グレイ・アンド・ベイリー法律事務所^{（以下略）}に勤務し^{（以下略）}、主として証券取引法、会社法関係の仕事に従事している。

また、同じく一九八五年から現在まで、ワシントン大学の講師として、「日米会社法」の講座を担当している。また、一九八五年の春には、アメリカ法律協会の国際法部会に招かれ、日本の証券市場について講演した。

二、原告の著作

原告の著作は多数にのぼるが、その主要なものは以下のとおりである。

- ① “ The Small and Medium Enterprise Domain Protection Law of 1977 : Its Operation and Likely Effect ” 10 Law in Japan 140 (1977)
- ② “ Limited Partnership--Limited Control Through a Corporate General Partner --Frigidaire Sales Corp. v. Union Properties, Inc., 88 Wn. 2d 400, 562 P. 2d 444 (1977) ” 53 Washington Law Review 775 (1978)
- ③ “ Recent Developments ” 11 Law in Japan 122 (1978)
- ④ “ Administrative Law Theory During the Thirty Years After the War : A Reappraisal ” 14 Law in Japan 82 (1982) (これは、「戦後三〇年における

行政法理論の再検討」 「公法研究」 四〇号の翻訳である)

⑤ “ Restricting the Supply of Japanese Automobiles: Sovereign Compulsion or Sovereign Collusion? ” 14 Case Western Reserve Journal of International Law 47 (1982) (上智大学松下満雄教授との共著)

⑥ 「司法制度と社会の変革」 「法の支配」 五三号一三頁 (一九八二年) (これは、原告が、昭和五七年五月三十一日、東京地方裁判所外国法研究会において行なった講演である)

⑦ “ The Limits of Administrative Authority in Japan : The Oil Cartel Criminal Cases and the Reaction of MITI and the FTC ” 15 Law in Japan 24 (1982)

⑧ “ Declining Public Ownership of Japanese Industry : A Case of Regulatory Failure ? ” 17 Law in Japan 153 (1984)

⑨ 「日本の「仮名口座」は不思議——先進国なら税逃れの道なくせ」朝日新聞一九八五年五月 日 (朝日新聞「論壇」に掲載されたもの)

⑩ “ Expanding Opportunities in Venture Capital Investment ” August 15, 1985 East Asian Executive Reports

第二、傍聴人が法廷でメモを取る権利を制限する為には、合理的な理由がなければならぬ。

一、序

すでに詳述したとおり、傍聴人のメモ採取の権利は、憲法二一条、八二条により保障された基本的人権であるから、これを制限する為には合理的な理由がなければならぬ。しかしながら、本件においては、メモを制限すべき何等の合理的理由もない。本準備書面においては、合理的制限の判断基準に基づき、右合理的理由のないことを明らかにする。

二、合理的制限の判断基準

メモ制限の合理的理由の有無の判定にあたっては、それが憲法の中でも優越的地位を占める「表現の自由」を制限するものである以上、憲法審査におけるいわゆる厳格な審査基準が適用されるべきである。すなわち、

第一に、メモを制限することを必要とする正当な目的があるか否か

第二に、メモを制限する態様が右の正当な目的の達成に奉仕するか否か
第三に、右の正当な目的を達成する為の手段として、問題となっている制限の態
様より、基本権を制約することのより少ない手段が他に存在しないか否か
のいずれの間に対しても肯定的に解答がなされなければならないのである。

三、本件決定は合理的理由を欠くものである。

1. 被告は、「本件の裁判長が原告のメモを取ることに許可申請に対し、これを許さ
なかつた措置は・・・裁判官の法廷警察権に基づく措置であり、秩序維持行為に該
当するものである」(昭和六〇年一月一二日付被告準備書面(二)、三、1)と
し、「法廷の秩序の維持」がメモを禁止することの正当な目的であるとしている。

しかしながら、傍聴人のメモの採取行為が法廷の秩序を乱さない場合もあり、こ
の場合には、「法廷の秩序の維持」をもってただちにメモを禁止することの正当な
目的とすることはできない。

これについて、千葉裕判事は、「メモ作成は、裁判公開の原則(憲法三七条一項、
八二条一項)に必然的に伴うものとはいえないかも知れないが、その原則の趣旨に
照らし、それが法廷の秩序を乱すとか裁判に支障を来すとかの事由がないかぎり、
これを自由に認めてなんらさし支えないのではないかと思われる」(甲第一一号証)
と指摘し、また平野龍一教授も、「裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人
がノートをとることを禁止できない(不正確にノートされるおそれがあるという理
由で禁止するのは不当である)」(甲第一〇号証)と述べている。また、写真撮影
の制限に関する最高裁判所大法廷昭和三三年二月一七日決定は、「取材活動であ
っても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当
な利益を不当に害するがごときものは、もとより許されない」(刑集一二巻二号二
五五〜二五六頁)と述べて、写真撮影を制限しうる場合を明示したが、右の法理が、
本件におけるメモ採取にも妥当するものであることはいうまでもない。

かかる目的に照らして、本件決定をみれば、原告のメモ採取が法廷秩序に与える
何等の悪影響も存しないにかかわらず、これを制限したものであるから、前記厳格
な審査基準のその余の基準について検討するまでもなく違憲であることは明らかで
ある。すなわち、原告は、「経済法」特に日本及び米国の国際間の経済問題に関する
法制度を研究し、その一環として被告人加藤 に対する所得税法違反被告事件を研
究していたものであるが、この研究においては正確な事実の記録が特に強く要求さ

れるため、本件事件の公判傍聴にあたりメモを採ることを請求したものである。したがって、本件原告のメモ採取によって、法廷の秩序を乱すとか裁判に支障を来すおそれなどは全くなかったものである。

しかるに、本件事件を担当した東京地方裁判所刑事二〇部小瀬保郎裁判長は、原告の一九八三年一月一八日付（提出は同月一七日）許可申請に対し、同月一七日付で不許可決定の告知をなした後、原告が公判傍聴にあたりメモを採取する理由説明のための面会を求めたのに対し、これを拒否し、原告のメモ採取が現実に法廷の秩序を乱すかどうかの具体的な検討すらなさなかったのである。

2. なお、乙第二号証によれば、香城敏麿判事は、メモを禁止する理由は、

「第一に・・・証人、被告人等の関係人が、その供述等を傍聴人、特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に同様することがある」、 「第二に・・・メモされた記録が訴訟外で公表されて被告人、証人等の関係人が不当な不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがあることも無視できない」、 「第三に、傍聴人が一斉にメモをとることにより静穏が害されることも考慮してよい」ことにあるとし、乙第一号証の佐々木論文も、これを引用している。

しかしながら、右第一乃至第三の理由は、次のとおり、いずれも合理性に欠けるものであり、本件メモ制限の合法性を基礎づけるものではない。

すなわち、目的第一に挙げられているのは、敵対的傍聴人による供述のメモが、被告人・証人等の訴訟関係人の供述心理に不当な影響を与えるということである。敵対的証人によるメモ行為自体が供述に不当な影響を与えるという事実判断それ自体疑問なしとしないが、仮にこの事実判断が妥当なものと仮定しても、右の目的は、本件のような傍聴人のメモを原則として禁止する措置を正当化するものではない。すなわち、本件決定は、ある傍聴人のメモ採取が供述者に与える影響を何等顧慮することなく、またメモが採取される公判手続の段階についても何等の限定をすることなく、一律にメモを原則として禁止しているものである。従って、本件決定は、敵対的でない傍聴人の、あるいは、供述者に敵対する傍聴人であっても供述と無関係な他の段階における公判手続のメモをも禁止してしまうものであり、この点において供述の確保という目的には何ら奉仕するところがなく違憲である。

更に、右の目的を達成するためには、傍聴人の権利について、より制限的でない他の措置が存在しているのであるから、この措置によるべきであり、この点からいっても本件決定は違憲である。本件のような包括的メモ禁止が許されないことは、

ある者が法廷で傍聴すること自体によって被告人・証人等の訴訟関係人の供述に悪影響を与える場合であっても、その者を法廷から排除する目的で他の一般人の傍聴をも包括的に禁止する措置を講ずることが許されないこと同様である。後者の場合について、刑事訴訟規則二〇二条は「裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前で十分な供述をすることができないと思料するとき、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる」として、供述者が十分に供述をすることができないと認められる場合には、こうした影響を与える傍聴人を特定したうえで、当該供述者の供述のみその傍聴人を退廷させることができる旨を規定している。右規定の趣旨が、傍聴を許しつつメモの採取を制限する場合についても妥当するものであることはいうまでもない。従って、ある傍聴人について、その者のメモ採取が仮に供述者の十分な供述を阻害する場合があっても、その時には、その傍聴人を特定したうえで、当該供述者の供述の間に限ってメモ採取を禁止する措置を講ずればよいのである。右措置は、メモ禁止の当初の目的を達成することのでき、かつ、傍聴人の権利を制約ことのより少ない措置として可能なものであるから、こうした手段の存在にかかわらず、これに訴えることなく、傍聴人の個別的事情あるいは公判手続の各段階における区別をすることなく一律に原則としてメモを禁止する決定をすることは違憲である。

目的の第二に挙げられているのは、メモされた記録が訴訟外で公表されて被告人、証人等の訴訟関係人が不当な不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれを防止することである。しかし、本件決定は、右目的を達成する為になんの役にも立たない。先述したように、メモの禁止が正当化されるのは、当該禁止の措置が禁止の目的に奉仕する場合に限られる。しかるに、本件において裁判所は、原告についてはメモ採取を禁止したものの、一定の報道機関関係者については、個別の公判期日におけるメモ採取の許可取得を要求することなく、まして当該メモの内容の公表を制限することなく、メモ採取を許しているものであるから、「メモされた記録が訴訟外で公表される可能性をすでに許容している。一方で、訴訟の内容を記録しこれを公表することを職務とする報道関係者にメモ採取を許している以上、訴訟内容の公表を阻止するという目的はすでに放棄されたものといわねばならず、原告など一般傍聴人によるメモに基づいた訴訟内容の公表を禁じてみても右目的は到底達成し得ないものといわねばならない。

目的の第三に挙げられている法廷の静穏については、これ自体、正当な目的とはいえない。けだし、メモ用紙に筆記する行為が雑音を生じるといふ事実判断自体が

あやまりであるからである。

第三、証拠調べについての意見

御庁は、昭和六一年四月一七日付原告証拠の申出に係る原告申請証人尋問については、これを採用しないとの意向のようであるが、次のとおり、原告申請証人の採用を強く求めるものである。

一、証人栗田勝広並びに証人清水道子

メモの禁止が国民の傍聴の権利にどのような支障を与えているかを明らかにすることは、本件について判断する上で欠くことのできないものである。

法廷を傍聴する権利は、原告のみならず、広く国民一般に保障されたのである。右両証人は、いずれも、本件の対象となった所得税法違反被告事件の審理を傍聴したことがあり、しかも、法廷内でメモをとれなかったことにより著書、評論あるいは雑誌記事の執筆にあたり支障をきたした経験がある。また、法廷内でメモが許されないことのために右執筆にあたり支障が生じたことは、証人らの著書、評論その他にも記載されていない。それゆえ両証人の尋問により、法廷内でメモをとれなかったことによ

り具体的にいかなる支障を生じたかを立証する必要がある。

また、右所得税法違反被告事件において、司法記者クラブ所属会社の記者以外には一律にメモを許さないことに合理的理由があったのかどうかを具体的に立証するうえでも、同事件を傍聴した両証人の採用が必要である。

二、証人奥平康弘

法廷において傍聴人に対しメモを一般的に禁止する措置をとることが憲法上どのような問題を生じるかについては、これまでわが国では裁判上争われたことはほとんどなかった。それゆえ、右問題については、憲法学者の見解が大いに参考とされるところである。また、諸外国、特に米国において、法廷で行われていることを知る権利が憲法及び判例上どのように保障されているかを知ることが、わが国憲法の解釈上、参考となる。

したがって、諸外国における法廷内の知る権利について造詣の深い右証人から、これまで裁判上ほとんど争われたことのない右問題について、直接証言を得ることは必要不可欠である。